

「カーボン・オフセットに関するFAQ（案）」
に対する意見募集の実施結果について

1．意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を環境省ホームページに掲載
- ・ 記者発表
- ・ カーボン・オフセットフォーラム（J-COF）メーリングリストにて周知
- ・ 資料の配付

(2) 意見提出期間

平成 20 年 8 月 20 日（木）～9 月 12 日（金）

(3) 意見提出方法

郵送、ファクス又は電子メール

(4) 意見提出先

カーボン・オフセットフォーラム（J-COF）事務局

2．意見募集の結果（提出された意見の合計）

意見提出数 12 通

整理した意見数 78 件

3．意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

カーボン・オフセットに関するFAQ(案)に対する意見募集の実施結果とその対応

箇所	指摘事項の概要	指摘事項への対応
総論		
	該当項目	
1	Q1の回答において「主体的にこれを削減する努力を行うとともに」とあるが、全般を通じて自主削減努力をした後にオフセットをすべきという表現になっているため、統一したほうがよい。(Q4、Q5同旨)	環境省指針におけるカーボン・オフセットの定義との整合性については、FAQに適宜反映させていただきます。
2	日本の手法が独自のものであることについて説明すべき。	カーボン・オフセットの国際的動向については、今後とも情報収集に努めていき、可能な限り整合性を図ることといたします。
3	カーボンオフセットの契約において、「日本の義務である目標達成に使う」ことが、購入者の自主的なオフセットを意味していると解釈することができるか。	京都議定書目標達成とカーボン・オフセットの関係については、FAQ13を参照してください。
4	自主的なカーボンオフセットの取組に使用したクレジットを償却口座に移転することをカーボンオフセットとした理由は、	カーボン・オフセットに用いたクレジットの償却口座への移転の考え方については、FAQ13を参照してください。
5	消費者に分かりやすく説明するという視点に乏しい。たとえば、主語が不明確な文章が多い、読者の対象が明示されていない、カーボン・オフセットの主体についての定義が不明確、など。(Q1、Q2同旨)	記述の分かりやすさについては、正確さを損なわない範囲で分かりやすい記述に努めたところでありますが、今後とも分かりやすい説明を行えるよう努めてまいります。
6	取消と償却の違いに関して、専門知識のない消費者に分かりやすく記載すべき。	取消と償却の違いについては、FAQ12を参照してください。
7	海外VER についても利用できる旨を記載すべき。	本FAQにおいて国内VERに限定して利用できるとの記述を行ってはおりません。
8	自主的なカーボンオフセットにおいて無効化されたクレジットの量を定量化できる仕組みがあるとよい。	カーボン・オフセット市場の状況の把握については、今後積極的に検討したいと考えています。
9	カーボンオフセットプロバイダーに事前にヒアリングを行ってほしい。	これまでも幅広い関係者の意見を随時聞いてきたところではありますが、今後ともそのような機会の確保に努めてまいります。
各論		
10	カーボンオフセットの「定義」について、削減努力を入れることの妥当性や定量性の視点、埋め合わせの意味などについて修正が必要ではないか。	定義については、有識者による全5回の検討会を経て策定された環境省指針に沿ったものとなっており、当フォーラムの一存で変更できることはありませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。
11	カーボン・オフセットは「打ち消す・相殺する」「相殺によって温室効果ガスを削減する」という意味であり、対象を明示することにこだわる必要はないのではないか。	
12	削減努力については定義に入れるのではなく、当然持つべき心構えとして「前提」に入れるにとどめてはどうか。	
13	カーボン・オフセットの定義について、全部または一部を埋め合わせをして「充当すること」とすべき。	
14	カーボンオフセットは定量的である必要を明記すべき。	カーボン・オフセットの定義中、排出量や排出削減・吸収量という用語にあるとおり、定量的な概念であることは述べられていると考えています。
15	カーボンオフセットは自主的な活動であることを明記すべき。	環境省指針において整理した定義について、FAQに適宜反映させていただきます。

箇所	指摘事項の概要	指摘事項への対応
16	カーボンオフセットの定義については、海外と整合性を図るべき。	定義については、有識者による全5回の検討会を経て策定された環境省指針に沿ったものとなっており、当フォーラムの一存で変更できるものではありませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。カーボン・オフセットの国際的動向については、今後とも情報収集に努めてまいります。
17	1 「算出、削減、オフセット」と「削減、算出、オフセット」のどちらが正しいのか明確にするべき。	環境省指針に基づくと、カーボン・オフセットの取組の基本的な要素は、自らの行動に伴う温室効果ガスの排出量の認識、排出削減努力の実施、どうしても避けられない排出量の把握、同排出量の全部又は一部に相当する量を他の場所における排出削減量・吸収量によって埋め合わせ(オフセット)、です。ただし、実態として削減後の排出量を算出せざるをえない場合もあり、それらを誤った方法であるとは考えていません。
18	クレジットの入手方法による類型化は別の項目で説明するべき。	ご指摘を踏まえ、FAQ2に移しました。
19	クレジットの無効化をしてはじめてオフセットになる旨を明確に書くべき。	FAQに適宜反映させていただきます。
20	特定者間流通型は特定者間完結型とするべき。	FAQ2に移した上で、適宜反映させていただきます。
21	この方法で類型化できないものもあるので、限定すべきでない。	FAQに適宜反映させていただきます。
22	2 カーボンオフセット型の会議・イベントについて、「費用は主催者及び関係者又は参加者が負担」とするべき。	FAQに適宜反映させていただきます。
23	3 カーボンオフセットは自らの排出活動に関する責任感に基づいたものであるという認識が必要。	FAQに適宜反映させていただきます。
24	4 FAQ4、FAQ8、FAQ13、FAQ14、FAQ15の間で、償却口座や取消口座に移転する条件について混乱がある。「償却口座に入れるもの」はカーボン・オフセットなのかどうかを明示すべき。	償却口座に移転するかしらないかで、オフセットと呼べるか、呼べないかということがきまるのではございません。基本的に償却口座か取消口座かは自主的に選択していただくことになっています。 なお、FAQ4で指摘しているのは、オフセットの対象活動が明示されていないものを「京都議定書の目標達成に貢献するために寄付をする」というものと位置付け、対象活動が明示されているうで行う「オフセット」とは区別すべき、ということです。一方、FAQ8や14で言及しているのは、後者のオフセットのことであり、無効化のためには「償却口座又は取消口座」へ移転することとされています。 また、FAQ13及び15で言及されているのは、国際航空についてはどこからどこまでがどちらの国の排出量とされるのか、その按分に関し、国際的な議論が未決着で、そもそも国のインベントリに計上されておらず、償却口座に移転することによって、その国の排出枠が積み増しされてしまうという問題が背景にあります。オフセット全般の話ではなく、国際航空のこうした特殊な事情があるため、本件に関しては現在のところ取消口座に移転すべきという趣旨です。
25	4 「議定書目標達成のために」という言葉には、「京都議定書の目標達成に貢献するオフセット」「京都議定書の目標達成に貢献する寄付」との2種類があると解釈できるが、オフセットの対象となる排出量が特定されているかどうか、排出削減努力があるかどうかで判断するのではなく、そのクレジットを地球から削減できるかという観点で判断するべき。	環境省指針に基づくと、カーボン・オフセットの取組の基本的な要素は、自らの行動に伴う温室効果ガスの排出量の認識、排出削減努力の実施、どうしても避けられない排出量の把握、同排出量の全部又は一部に相当する量を他の場所における排出削減量・吸収量によって埋め合わせ(オフセット)、です。オフセットの対象活動の特定、排出量の認識、削減努力の実施がないまま一定量のクレジットが商品・サービス等に対応して付与されている場合は、カーボン・オフセットの取組の基本的要素を満たしていないので、カーボン・オフセットではなく「京都議定書の目標達成に貢献する寄付」として位置づけています。
26	カーボン・オフセットと、京都議定書の目標達成に貢献するための寄付は区別するべきだが、必ずしも温暖化防止の取組として優劣があるとは考えられない。	京都議定書の目標達成に貢献するために寄付をするというものとカーボン・オフセットは区別するべきですが、取組として優劣をつけてはいません。

箇所	指摘事項の概要	指摘事項への対応
27	バウンダリーの設定は、自らの排出活動の責任感に基づくべき。	FAQに適宜反映させていただきます。
28	6 「わかりやすい形」の定義、「わかりやすい形」で情報を公開しさえすればよいのかについて明らかにするべき。誰の排出を誰がオフセットしているのかは明らかにする必要がある。	FAQに適宜反映させていただきます。
29	排出量の計算については民間企業の商機でもあるので、すべての場合においてJ-COFが窓口になるべきではない。	FAQに適宜反映させていただきます。
30	7 J-COFの算定方法に限定するべきではない。	
31	算定方法の妥当性を確認する必要はないか。	算定方法の妥当性等は、課題別ワークショップにて今後議論される「カーボン・オフセットの取組に関する第三者認証基準」において議論されるので、その議論の動向を参照してください。
32	VERとは、regulatory framework で決められていない民間によるボランティアなクレジットのことを指すのではないか。	VERの定義については、FAQに適宜反映させていただきます。
33	クレジットの質には、現物が先物か、クレジットを調達(予約)済みか否か、クレジットを生み出しているプロジェクト、VERの認証基準などによって段階がある。	FAQに適宜反映させていただきます。
34	オフセットに使用されるVERを「省エネ法・温対法」において有効とするべき。	法律上の位置付けについては本課題別ワークショップで決定できる事項ではなく、すぐにFAQに反映できることはありませんが、コメントとして考慮させていただきます。
35	8 植林プロジェクトについて、持続性を確保するようなものは用いることが可能であるといった記述をするべき。	FAQに適宜反映させていただきます。具体的な認証基準は、「カーボン・オフセットに用いられるVERの認証基準に関する検討会」などの適切な場において議論される予定であり、今後の議論の参考とさせていただきます。
36	クレジットは「追加的な」削減に基づくべき。	クレジットの追加性については、「確実な排出削減」という用語に含まれます。具体的な認証基準は、「カーボン・オフセットに用いられるVERの認証基準に関する検討会」などの適切な場において議論される予定であり、今後の議論の参考とさせていただきます。
37	国内削減クレジットは、日本が京都議定書目標を遵守するという条件の下では、実質的な削減とならないのではないか。	国内の排出削減・吸収活動に対してVERを発行することにより、排出削減・吸収活動の資金調達への貢献となり、排出削減・吸収活動の活性化につながると期待されるため、実質的な削減効果が生まれると考えています。
38	「他の場所」という言葉が、物理的な場所ではなく、排出源となる事業に関連しない活動を、別途行うことである、と考えると分かりやすい。	FAQに適宜反映させていただきます。
39	「多く見られますが」は件数なのか、量なのか、定量的に表記すべき。	FAQに適宜反映させていただきます。
40	海外VERを使用したオフセットがよくないようなイメージを与える記述をすべきでない。VERには厳格な基準のクレジットがあることも併せて表記すべき。	FAQに適宜反映させていただきます。
41	9 海外のVERの表記について情報が限定的である。アメリカ、オーストラリアやカナダなどの状況についても記載すべき。	FAQに適宜反映させていただきます。 海外事例等については、引き続き情報収集に努めてまいります。
42	海外の事例で、2008年以降、先進国が国内VERを用いてカーボンオフセットを行うことを認めている事例はあるのか。ある場合はどのような理論的な整理を行っているのか。	現在のところ、例えばフランス政府のオフセットのガイドラインでは、CDM/JI以外も使用を許容していますが、そのクレジットが国内の削減プロジェクトから生じたクレジットを含むかどうかについては不明です。国内VERを利用している事例等については、引き続き情報収集に努めてまいります。
43	グリーン電力証書についてオフセットに使えることを前提とするべきではない。	FAQに適宜反映させていただきます。

箇所	指摘事項の概要	指摘事項への対応
44	オフセットに用いることができるグリーン電力の追加性を確保するべき。	具体的な認証基準は、「カーボン・オフセットに用いられるVERの認証基準に関する検討会」などの適切な場において議論される予定であり、今後の議論の参考とさせていただきます。
45	排出係数については公正性・客観性・透明性のある議論を行った上で、定義すべき。グリーン電力証書をCO2に換算する場合のCO2量は、「グリーン電力によって削減される電源（マージナル電源）」の排出係数を用いるべき。	
46	グリーン電力が削減努力として扱われる場合と、オフセットとして扱われる場合の整理が必要。グリーン電力でオフセットした場合、排出削減量の付け替え、ダブルカウント防止をどのように確保するのか。	
47	11 不適当なものに関してどうすべきか明記するべき。	FAQに適宜反映させていただきます。
48	12 自主行動計画がいずれにせよ目標達成するものであるなら、カーボンオフセットにもクレジットを使うことはダブルカウントになるのではないか。	自主行動計画上の位置づけについては、引き続き検討することとし、FAQからは削除します。
49	(削除) カーボンオフセットは自主的な取組であることを定義に入れるべき。	FAQ1に適宜反映させていただきます。
50	説明がわかりにくい。	普及・啓発事業の際には、わかりやすい情報の提供に努めるべく、できるだけ考慮させていただきます。
51	京都クレジットという用語は京都メカニズムから獲得するクレジットなので、AAUも含むかのような記述は不正確ではないか。	ここで議論されているのは「京都メカニズムクレジット」であり、AAUも含まれています。ただし、指摘のようにオフセットに使う「クレジット＝排出削減・吸収量」と紛らわしい記載となっていますので、FAQに適宜反映させていただきます。
52	13 日本が京都議定書を遵守するなら、償却は追加的な排出削減にはならないことを明記すべき。	FAQに適宜反映させていただきます。
53	(現12) 「京都議定書上のオフセット」とは、自主的なカーボン・オフセットとは異なる。日本国が京都議定書目標達成のためにオフセットし、購入者も自己の排出量をオフセットしたとすると、ダブルカウントになるのではないか。	FAQに適宜反映させていただきます。
54	FAQ4にあるとおり、個人がクレジットを購入した場合は取消口座に入れるべき旨を説明するべき。	FAQ4の趣旨は、オフセットの対象を明確にしていなかった場合は寄付行為に近いということであり、主体が個人の場合がすべて「オフセットではない」ということではありません。また、個人や、イベントなどによるオフセットの際のクレジットを、「取消口座」に入れるのか、「償却口座」に入れるのかは、自主的に選択していただくことになっています。
55	13 「海外旅行に出かけた個人旅行者のカーボン・オフセットを実施する時に、国内の移動については償却口座に移転し、国際航空のみ取り消し口座に移転する」というのは作業量が増え、現実的ではない。	国際航空については国際的な議論があるため、本検討会で結論をだすことはできませんが、課題として考慮させていただきます。なお、国内の移動について取消口座に入れることを妨げるものではありません。
56	(現12) 償却、取消に優劣があるわけではないので、取消がネガティブなイメージを受ける記述は修正するべき。	FAQに適宜反映させていただきます。
57	無効化として、償却と取消の違いを明確化するべき。	償却と取消の違いについては、FAQ12を参照してください。
58	償却する場合と取消する場合を同じ解釈で説明するべきではない。	本FAQは償却した場合の取扱いについて示したものです。
59	第2パラグラフの記載がわかりにくい。	FAQに適宜反映させていただきます。
60	14 自らの排出量の埋め合わせに使用されていることをどのように証明するのか。	自らの排出量の埋め合わせに使用されていることの証明については、FAQ17を参照してください。

箇所	指摘事項の概要	指摘事項への対応
61	(現13) 根拠となる国際的な取り決めや規定、海外との相違を説明するべき。日本独自の手法である場合、その旨を記載するべき。	FAQに適宜反映させていただきます。
62	カーボンマイナス製品の場合どのように扱うのか。算定的前提が日本におけるCO2排出の対象外となっている国内における排出を対象としている場合、日本の京都議定書の目標達成に用いてしまうことは、多くカウントしてしまっていることにならないか。	カーボンマイナス製品のクレジットや算定対象外の国内排出源については、今後の検討課題といたします。
63	14, 15 (現13、 現14) 根拠となる国際的な取り決めや規定があるのか。	国際航空に関する排出量が現在のインベントリに計上されていないのは、相手国国際航空の排出量を出発国と到着国とでどの様に按分するかにつき未決着のためですが、現在、気候変動枠組み条約では8つのオプションが示されており、今後国際的に議論する予定になっています[FCCC/SBSTA/1999/INF.4]。
64	国際船舶も同様の議論がある。	FAQに適宜反映させていただきます。
65	国際航空の排出量は償却口座に移転するとオフセットしたことにならないと明記すべき。	FAQに適宜反映させていただきます。
66	15 (現14) 取消の場合が×になっているのは、オフセットではないという誤解を与えてしまうおそれがある。	FAQに適宜反映させていただきます。
67	「海外と状況が違う我が国ではCERの償却が他社の排出増を容認することにはならない」と言い切れるのか。	関連する記述をFAQ13に移し、適宜反映させていただきます。
68	海外と同等の状況まで日本の排出が抑制された場合は償却という手段はなくなるのか。	今後の取扱いについては適時適切に判断してまいります。
69	16 (現15) 一年間をどのように定義しても問題ないのではないか。	FAQに適宜反映させていただきます。
70	決算上の問題で年度ベースの把握が難しい場合がある。	
71	17 (現16) 普通の商品の在庫管理と同様であるが、説明責任を果たす方法は別途議論するべき。	情報提供の在り方について、FAQに適宜反映させていただきます。
72	17 (現16) 口座保有者のみが打ち出し可能なのか。	原則として口座保有者のみ打ち出し可能とする予定です。
73	今後公表される認証基準等においては、認証・認定の定義と対象、事業者から開示された情報に対する適否の判断規準、認証・認定機関が手続を実施する際の基準、実施主体である第三者機関の要件についても明確に示すべき。	具体的な認証基準等は、本課題別ワークショップにて今後議論される予定であり、今後の議論の参考とさせていただきます。
74	18 (現17) 認証(approval)と認定(accreditation)を使い分けるべき。	FAQに適宜反映させていただきます。
75	カーボンオフセットの取組は多種多様であり、1つのラベリングでは違いがでないので、公的機関でのラベリングを安易に行うべきでない。	具体的なラベリングの在り方については、本課題別ワークショップにて今後議論される予定であり、今後の議論の参考とさせていただきます。
76	1つのラベリングではなく、タイプ、グレードなどでいくつかのラベルを作るべき。	具体的なラベリングの在り方については、本課題別ワークショップにて今後議論される予定であり、今後の議論の参考とさせていただきます。
77	21 (現20) オフセットの優遇に向けて前向きに検討してほしい。	今後の議論の参考とさせていただきます。

箇所	指摘事項の概要	指摘事項への対応
78 (現22) ²³	グリーン購入法上の優遇もあった方がよい。	今後の議論の参考とさせていただきます。